

男 鹿 市 障 が い 者 計 画(第 4 期)

平成 31 年度～平成 35 年度

平成 31 年 3 月

男 鹿 市

共に生きるまちづくりを目指して

平成28年3月に策定された男鹿市総合計画では、障がいのある方が自立した生活を送れるように、男鹿市障がい者計画及び男鹿市障がい福祉計画に基づき、在宅サービスの充実や自立支援訓練等の支援を推進することとし、「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障がいのある方もない方も地域で共に生きるまちづくりの取り組みを進めてまいりました。

今回策定した計画は、男鹿市総合計画を基本とし、更に第3期障がい者計画の基本理念、基本目標を継承し、障がいのある方が住み慣れた地域のなかでいつまでも安心して暮らせるまちをめざし、保健、医療、福祉、労働、教育をはじめとする幅広い関係者が連携をとりながら、「共に生きるまちづくり」を目指していきます。

おわりに、本計画の策定にあたり、男鹿市障がい者計画策定委員の皆様をはじめ、ご協力賜りました関係各位に対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

平成31年3月

秋田県男鹿市長 菅原 広二

目 次

第1 基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念、基本目標	2
3 計画の位置付けと期間	2
第2 現状と問題点の把握	3
1 障がい者等の状況	3
(1) 人口構造	3
(2) 障がい者の状況	3～5
(3) 障がい児の就学状況	5
(4) 障がい者の就業状況	5～6
2 公的サービス提供の状況	6
(1) 保健・医療・福祉サービス	6～7
(2) 教育サービス	7
(3) 雇用対策、職業訓練	8
(4) 移動・交通サービス	8
3 難病患者等の状況	9
第3 施策の重点課題並びに体系化	10
1 施策の重点課題並びに体系化	10
第4 各種施策の課題、目標と具体的な方策	11
1 理解の啓発と差別の解消	11
(1) 理解の啓発と配慮の促進	11
(2) 差別の解消と虐待防止の推進	11
2 教育・療育の充実	11
(1) 学校教育の充実	11～12
(2) 療育の充実	12
3 スポーツ、文化芸術活動の推進	12
(1) スポーツの推進	13
(2) 文化芸術活動の推進	13
4 バリアフリー化の推進	13
(1) 人にやさしいまちづくりの推進	13
(2) 道路・交通安全施設等の整備	13
(3) 情報のバリアフリーの促進	13
5 生活支援の充実	14
(1) 相談支援の充実	14
(2) 在宅を中心としたサービスの充実	14
(3) 重度化・高齢化等への対策	14
6 保健・医療の提供	15
(1) 保健サービスの充実	15
(2) 医療サービスの充実	15

7	安全・安心な地位づくり	15
(1)	防災・防犯対策の推進	15～16
(2)	地域・ボランティア活動の推進	16
8	雇用・就労の促進	16
(1)	一般就労の促進	16
(2)	福祉的就労の充実確保	16
(3)	就労定着への対策	16～17
第5	施策相互の連携・ネットワーク化と計画の実施状況のフォロー体制	17
1	施策相互の連携・ネットワーク化	17～18
2	計画の実施状況のフォロー体制	18
	《資料》	
	用語の説明	19～20
	男鹿市障がい者計画策定委員会委員名簿	21

第 1 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成 26 年 1 月、わが国は、障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促す「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」)を批准しました。その後、平成 26 年 5 月に医療費助成の対象を拡大する「難病の患者に対する医療等に関する法律」の制定と児童福祉法の改正が行われ、平成 27 年 1 月から新たな難病医療費助成制度が実施され、障害者総合支援法の対象疾病も拡大されました。さらに、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行、同年 5 月の成年後見制度利用促進法の施行、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正法の公布が行われています。

男鹿市は、平成 26 年に障害者基本法に基づき男鹿市障がい者計画(平成 26 年度～平成 30 年度)を策定し、「ノーマライゼーション」(注 1)の理念の下、障がいを持つ人の「完全参加と平等」を基本目標として、障がい施策を推進してきました。計画の終期が平成 30 年度であるため、本市におけるこれまでの障がい施策の成果を受け継ぎつつ、法改正に対応した「第 4 期男鹿市障がい者計画」を策定するものです。

《障害者基本法の抜粋》 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害者、知的障害者、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害又は社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害があるものにとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(地域社会における共生等)

第 3 条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊重が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

《第4条から第10条まで 略》

2 基本理念、基本目標

障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を認め合い、ともに支え合い、協力し合い、責任を分かち合って生活できる地域共生社会を目指します。

障がいは、特別な人だけの問題ではなく、誰の身にもある日突然起こりうることです。また、障がいがあることで必要となる支援は、人それぞれ異なります。すべての市民が障がいについてより理解を深め、障がいのある人が自立して自分らしく生きていけるよう、地域全体で支える必要があります。

国は、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」(平成 22 年 6 月閣議決定)において“障害の有無にかかわらず、相互の個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現”を目標として掲げており、この方針を踏まえつつ、障害者差別解消法の施行など近年の権利擁護や合理的配慮に向けた動向を考慮し、第 4 期男鹿市障がい者計画においては、基本理念と基本目標を次のとおり定めます。

◆基本理念

「障がいのある人もない人も、だれもが住み慣れた地域や家庭において共に生活できる社会づくり」

◆基本目標

1. 障がいのある人が参画するまちづくり
2. 障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で生活するためのまちづくり
3. 障がいのある人が働きやすいまちづくり

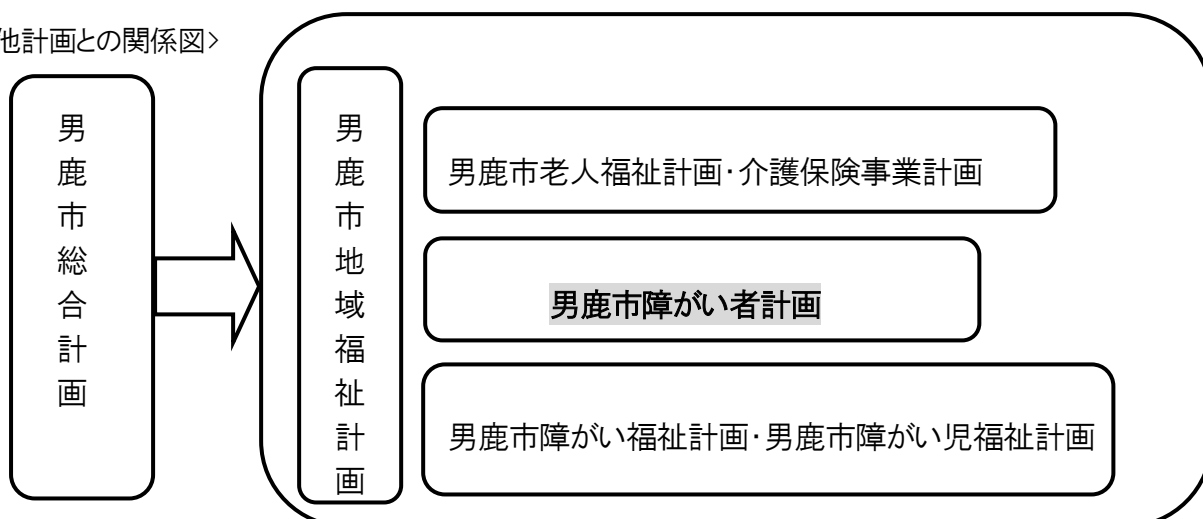
3 計画の位置付けと期間

本計画は「男鹿市総合計画」を上位計画とする「男鹿市地域福祉計画」の分野別計画である「男鹿市老人福祉計画・介護保険事業計画」「男鹿市障がい福祉計画・男鹿市障がい児福祉計画」との整合性を図りながら策定するものです。

本計画の期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とします。

また、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ計画の見直しを行うものとします。

〈他計画との関係図〉



第 2 現状と問題点の把握

1 障がい者等の状況

(1) 人口構造

本市の人口は、平成 25 年の 31,339 人から減少傾向にあり、平成 30 年には 28,133 人と 5 年間で 3,206 人(10.2%)の減少となっています。

一方、65 歳以上の人口は増加し、平成 26 年 3 月末における総人口に占める割合は 38.0%、平成 30 年 3 月末は 43.9%と急速に高齢化が進んでいる状況にあります。

また、世帯数は、平成 30 年に 13,077 世帯と平成 25 年と比べ 234 世帯(1.8%)の減少となっています。

《人口及び世帯の推移》

(単位：人・世帯)

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
人口	総数	31,339	30,632	30,035	29,435	28,777	28,133
	指数	100.0	97.7	95.8	93.9	91.8	89.8
世帯	総数	13,311	13,270	13,276	13,239	13,169	13,077
	指数	100.0	99.7	99.7	99.5	98.9	98.2

(各年度 3 月末現在住民登録による)

(2) 障がい者の状況

① 障がい者数の推移

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付状況は次のとおりとなっています。

《障がい別手帳交付数》

(各年度 3 月末現在／単位：人)

年度	身体障害者	知的障害者	精神障害者	計
平成 28 年度	1,756	299	166	2,221
平成 29 年度	1,662	304	170	2,136

② 身体障がい者の種別・程度別状況

身体障がいの種別別交付者数を見ると、肢体不自由者が最も多く、全体の半数以上を占めています。

《種別別身体障がい者手帳交付数》

(各年度 3 月末現在／単位：人)

年度	視覚障害	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障害	計
平成 28 年度	96	153	21	992	494	1,756
平成 29 年度	95	144	21	913	489	1,662

身体障害がい手帳所持者における障がいの等級別では、各等級が年々減少しています。

《障がい等級別身体障害者手帳所持者数》 (各年度3月末現在)

年 度	1～2級	3～4級	5～6級	計
平成 28 年度	796 人	774 人	186 人	1,756 人
平成 29 年度	737 人	742 人	183 人	1,662 人

③ 知的障がい者の状況

施設入所者数には、通所施設利用者も含まれております。

《知的障がい者の状況》 (各年度3月末現在)

年 度	18歳未満		18歳以上		合 計	
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
平成 28 年度	26(4)	8.7(2.0)	273(193)	91.3(98.0)	299(197)	100.0
平成 29 年度	27(6)	8.9(3.0)	277(191)	91.1(97.0)	304(197)	100.0

※人数の()は、施設入所者

平成 30 年 3 月 31 日現在の障がいの等級別をみると、重度が 103 人(33.9%)と最も多く、次いで中度が 72 人(23.7%)の順となっています。

《等級別知的障がい者数》 (各年度3月末現在)

年 度	区 分	軽 度	中 度	重 度	最重度	重症心身	合 計
平成 28 年度	人 数(人)	54	71	103	43	28	299
	構成比(%)	18.1	23.7	34.4	14.4	9.4	100.0
平成 29 年度	人 数(人)	58	72	103	43	28	304
	構成比(%)	19.1	23.7	33.9	14.1	9.2	100.0

④ 精神障がい者の状況

平成 30 年 3 月 31 日現在の障がいの等級別をみると、1 級所持者が 78 人(45.9%)と最も多くなっています。

《精神障がい者保健福祉手帳所持者数》 (各年度3月末現在)

等 級	平成 28 年度	平成 29 年度
1 級	69 人	78 人
2 級	77 人	76 人
3 級	20 人	16 人
計	166 人	170 人

精神障がい者の入院、その他通院等による医療機関の受診状況は、増加傾向にあります。

また、自傷他害のおそれがあると認められた場合の入院(措置入院)患者はおりませんでした。

《精神障がい者の受療状況》

(各年度3月末現在/単位:人)

年 度	入院			その他			合計
	措置入院	医療保護入院	入院計	自立支援医療受給者数	その他 (任意入院含む)	その他計	
平成28年度	0	70	70	411	481	892	962
平成29年度	0	74	74	438	467	905	979

(3) 障がい児の就学状況

特別支援学校に在籍している児童・生徒の状況は、次のとおりとなっています。

《特別支援学校在学状況》 (平成30年4月1日現在/単位:人)

対応する主障害	小学部	中学部	高等部	計
視覚障害	0	0	1	1
聴覚障害	0	1	1	2
肢体・不自由・病弱	1	0	0	1
知的障害	4	12	9	25
計	5	13	11	29

小・中学校の特別支援学級の状況は、次のとおりとなっています。

《小・中学校の特別支援学級の状況》

(平成30年4月1日現在/単位:人:学級)

障害種類	小 学 校		中 学 校		計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
弱視	0	0	0	0	0	0
難聴	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱	1	1	0	0	1	1
知的障害	5	4	0	0	5	4
自閉症・情緒障害	5	5	1	1	5	6
計	11	10	1	1	11	11

(4) 障がい者の就業状況

一般雇用が困難な人の福祉的就労の状況

一般雇用が困難な人の福祉的就労の状況は、就労移行支援(注2)による就労や就労継続支援B型(注3)の福祉的就労となっております。今後も障がい者就労支援における安定的な作業を確保するなど、福祉的就労の工賃引き上げに向けた取組みを支援します。

男鹿市の就労状況は、次のとおりとなっています。

《福祉的就労の状況》

(各年度3月末現在)

年 度	就労移行支援	就労継続支援B型	計
平成28年度	5人	74人	79人
平成29年度	1人	45人	46人

2 公的サービス提供の状況

(1) 保健・医療・福祉サービス

① 保健・医療サービス

子供の健やかな成長のため、疾病の早期発見・早期治療や健康の保持増進を図ると共に、子育て中の親がゆとりをもち、楽しく子育てできるよう支援しています。また、健康診査により発見された障がいがある幼児や疑いのある幼児に対して、必要な相談・指導及び療育が受けられるよう関係機関と協力して推進しています。

《乳幼児健康診査の状況》

年 度	対象区分	対象者数	受診者数	受診率	精密検査 受診者数
平成28年度	乳 児	306人	303人	99.0%	14人
	1歳6ヶ月児	133人	132人	99.2%	6人
	3 歳 児	118人	117人	99.1%	25人
平成29年度	乳 児	329人	321人	97.6%	11人
	1歳6ヶ月児	102人	100人	98.0%	5人
	3 歳 児	120人	118人	98.3%	28人

更生医療、育成医療等各種公費負担の給付、幼児健康教室の開催状況等は、次のとおりとなっています。

《各種医療給付状況》

(単位:人)

年 度	更生医療	育成医療	指定難病	小児慢性 特定疾病	幼児健康教室等	
					開催回数	児童参加人数
平成28年度	24	5	267	20	10回	105
平成29年度	28	6	254	18	10回	115

家庭児童相談室で受付した本市に係る相談件数は、次のとおりとなっています。福祉課窓口や市指定相談支援事業所においても、心身障害等に関する相談に応じています。

《相談件数の状況》

年 度	相談機関	知能・言語	心身障害	計
平成28年度	家庭児童相談室	5件	0件	5件
平成29年度	家庭児童相談室	2件	0件	2件

② 在宅福祉サービス

障がい者の方々が住み慣れた地域の中で、可能な限り自立した生活を送るためには、本人はもとより介護に当たる家族に対しても、きめ細かな福祉サービスの提供を行う必要があります。在宅福祉サービスの実施状況は次のとおりとなっています。

《在宅福祉サービスの実施状況》 (平成 29 年度)

サービス種類	利用人員	利用事業所数
ホームヘルプサービス(居宅介護)(注 4)	19 人	3 事業所
ショートステイ(短期入所)(注 5)	17 人	5 事業所
日中一時支援事業	10 人	5 事業所

③ 生活の場

障がい者の地域における自立生活を支援するための居住の場としてのグループホームの利用者は次のとおりとなっております。

《グループホームの利用状況》 (平成 30 年度 4 月 1 日現在)

施設種類	障がい種別	利用者数(人)
グループホーム(注 6)	知的	30 人
	精神	29 人

④ 施設福祉サービス

在宅での生活が困難な人達の利用する入所施設や通所して指導訓練を受ける通所施設を利用している障がい児・者の状況は次のとおりとなっています。

《障がい者支援施設利用状況》 (平成 30 年 3 月 31 日現在 単位:人)

障がい種別	入所	日中活動及び通所	計
身体	37	8	45
知的	107	49	156
精神	29	17	46
計	173	74	247

《障がい児施設利用状況》 (平成 30 年 3 月 31 日現在 単位:人)

区 分	利用人数	
障害児通所支援事業	児童発達支援	3
	放課後等デイサービス	7
	保育所等訪問支援	1
	計	11
すこやか療育支援事業	児童発達支援等援助	3
	計	3

(2) 教育サービス

教育委員会では、特殊学級、通級指導教室等における教育相談や、県教育センターでの教育関係職員の研修等を実施し、教育サービスの充実に努めています。

(3) 雇用対策、職業訓練

障がい者の雇用対策の推進に当たっては、障害の種別による特性に配慮しながら、適切に対応することが必要となっております。

(4) 移動・交通サービス

障がい者の社会活動への参加意欲の高揚と行動範囲の拡大に伴い、公共機関の果たす役割は、ますます重要となっております。

重度身体障がい者の通院加療の利便を図るための事業でもある、タクシー利用券の交付事業（重度身体障がい者通院移送給付）の交付者数と交付枚数は次のとおりとなっております。

《タクシー券の交付状況》

年 度	交 付 枚 数	交 付 者 数
平成 27 年度	2,366 枚	103 人
平成 28 年度	2,110 枚	92 人
平成 29 年度	1,996 枚	88 人

障がい者が、就労等の社会参加への促進が図られることを目的とした、自動車運転免許取得費助成事業及び自動車改造費助成事業の状況は、平成 27 年度から平成 29 年度は実績が無かったため、今後一層の周知を図る必要があります。

《自動車運転免許取得費、自動車改造費助成事業の状況》

年 度	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費助成
平成 27 年度	0 件	0 件
平成 28 年度	0 件	0 件
平成 29 年度	0 件	0 件

3 難病患者等の状況

原因が不明で治療方法が確立しておらず、経過が慢性で後遺症を残す恐れがある病気を難病と呼びます。医療費も高額になるなど経済的な問題のみならず、介護等で家庭の負担も重くまた精神的にも負担の大きい病気です。

難病のなかで指定された疾患を指定難病として、医療費の負担軽減を図るため一部公費負担されています。指定難病対象疾患は、平成 29 年度末で 330 疾患あり、平成 30 年 3 月末における特定医療費(指定難病)受給者証の交付者数は、254 人です。また、平成 30 年 4 月 1 日の対象疾患は 331 疾患で、年々追加されています。

男鹿市における平成 30 年 3 月末現在の特定医療費(受給者証)所持者数は 254 名、うち新規は 28 名で、疾患名については以下のとおりです。

◎特定医療費(指定難病)受給者の特定疾患一覧 (平成 30 年 3 月末現在)

番号	疾患名	番号	疾患名
2	筋委縮性側索硬化症	57	特発性拡張型心筋症
5	進行性核上性麻痺	58	肥大型心筋症
6	パーキンソン病	60	再生不良性貧血
7	大脳皮質基底核変性症	63	特発性血小板減少性紫斑病
11	重症筋無力症	66	IgA 腎症
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	67	多発性嚢胞腎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	68	黄色靭帯骨化症
17	多系統委縮症	69	後縦靭帯骨化症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	71	特発性大腿骨頭壊死症
22	もやもや病	78	下垂体前葉機能低下症
35	天疱瘡	84	サルコイドーシス
37	膿疱性乾癬	85	特発性間質性肺炎
40	高安動脈炎	90	網膜色素変性症
42	結節性多発動脈炎	93	原発性胆汁性肝硬変
43	顕微鏡的多発血管炎	94	原発性硬化性胆管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症	95	自己免疫性肝炎
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	96	クローン病
47	バージャー病	97	潰瘍性大腸炎
49	全身性エリテマトーデス	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	165	肥厚性皮膚骨膜炎
51	全身性強皮症	222	一次性ネフローゼ症候群
52	混合性結合組織病	296	胆道閉鎖症
56	ベーチェット病	306	好酸球性副鼻腔炎

特定疾患医療受給者証交付者数の推移 (人)

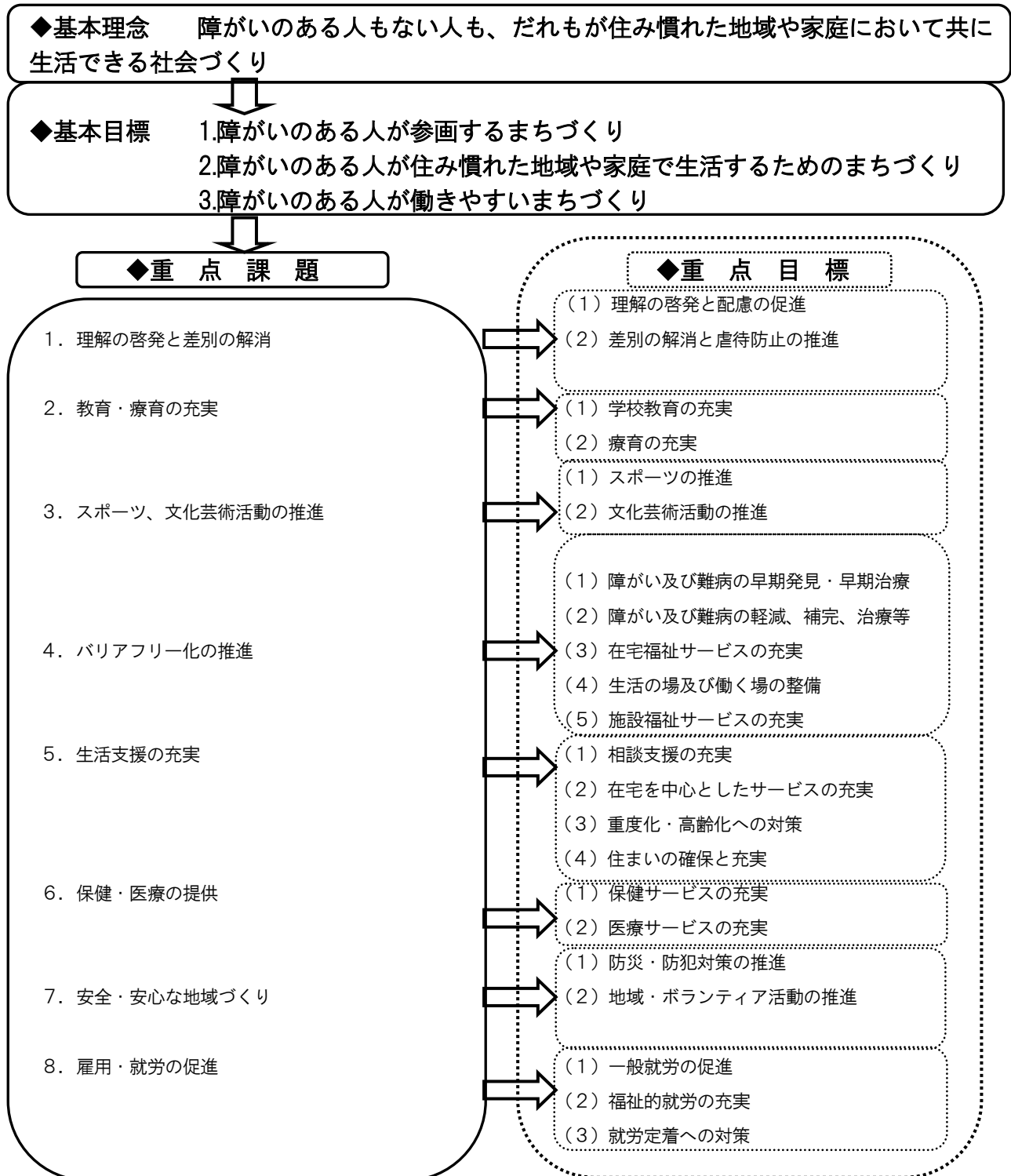
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受給者証交付者数	264	267	254

第 3 施策の重点課題並びに体系化

1 施策の重点課題並びに体系化

障がい者施策には、障害をもつ人の自立と社会活動への参加をより促進するために、障害をもつ人の年齢、障がいの種別、程度等に応じ、広範多岐にわたる事業があります。

そこで、男鹿市障がい者計画を推進するために、基本理念に沿った基本目標の達成に向けて、8つの重点課題ごとに22の重点目標を定め、施策の体系化をします。



第 4 各種施策の課題、目標と具体的な方策

1 理解の啓発と差別の解消

障がい者や難病患者の方々を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、市民一人ひとりが障がい者や難病患者の方々への正しい理解と認識を深めることが大切です。

このため、広報啓発活動は極めて重要であり、「広報おが」及び市のホームページなど様々な媒体や行事等を通じて、積極的な広報啓発活動に努め、障がい者や難病患者に対する市民の理解と認識を深めます。

また、障がいのある人が、地域社会の主体として、日常生活や社会生活をおくるためには、障がいのある人への差別を解消し、その権利をおびやかすような言動や虐待を防止するよう、障がいのある人となない人がお互いを理解し、尊重しあう環境づくりに取り組む必要があります。

市では、障がいのある人やその家族等からの相談等には、福祉課に窓口を設置しており、相談支援事業所等関係機関とも連携を図っています。また、平成 28 年 7 月 21 日から、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する男鹿市職員対応要領」が施行され、市職員に周知を図っています。

(1) 理解の啓発と配慮の促進

- 障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の一層の促進に向け、障がい者関係団体と連携して啓発活動の充実に取り組みます。
- ヘルプマーク・ヘルプカード(注 7)など「障がい者に関するマーク」の正しい理解の啓発に努めるとともに、障がいのある人への配慮の促進を図ります。

(2) 差別の解消と虐待防止の推進

- 障害者差別解消法等に基づき、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の一層の促進に努めるなど、障がいのある人に対する差別の解消の推進に取り組みます。
- 虐待の早期発見・早期対応と障がい者の安全確保のために、必要に応じて県や警察、相談支援事業所等関係機関との連携に努めます。
- 障がいのある人の権利や財産を守るため、人権や虐待防止に関する啓発に取り組むとともに、関係機関と連携し、成年後見制度の活用を促進を図ります。

2 教育・療育の充実

障がいのある人が、障がいを通じ、地域の主体として、日常生活や社会生活をおくるためには、学校教育における良好な環境づくりに取り組む必要があります。

学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒が、必要な配慮のもと、将来の自立と社

会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、関係機関との連携を強化しながら、進路指導を充実する必要があります。

また、発達に遅れや障がいのある児童については、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、保育、教育の提供をするとともに、ライフステージ(注 8)に応じた切れ目のない支援が必要となります。市では、年中児期にある子どもの発達状態を確認し、基本的な生活習慣の確立と社会性を育むため、満 5 歳けんこう相談を実施し、保護者が子育てと就学に必要な情報を受け、子どもの個々の特性に関心を向け、必要な支援を受けることと、社会生活・集団生活において個別支援が必要な子どもと家族を早期に発見し、保育・教育・医療教育・福祉・保健機関等が情報を共有し、子どもと家族が発達や就学に必要な支援を受けられるように取り組んでいます。

また、男鹿潟上南秋地区特別支援連携協議会等関係機関とも情報交換を行いながら、児童一人ひとりに応じた適切な支援に取り組んでいます。

(1) 学校教育の充実

- 就学相談においては、児童の実態を的確に把握するとともに、保護者や本人の考え、意見を聴き、その上で、特別な教育的対応の必要性について共通の理解を持ちながら、保護者の様々な疑問に応えるよう具体的な情報の提供に努めます。
- 就学手続きが円滑に行なわれるよう、保護者の理解と協力を早期から得るための教育相談、幼児健康相談の体制を充実します。また、就学指導担当者には、専門的な知識と経験が求められており、これら担当者の資質の向上に努めます
- 特別支援学級担当教員等の指導力の向上と学習指導の改善・充実に資するため、障がい児及び難病児が通う保育園等に対する研修等の充実に努めます。
- 教育機関全体に特別支援の理解を進めるため、理解と啓発並びに研修等の充実に努めます。

(2) 療育の充実

- 障害のある児童の早期発見、早期療育に努め、成長に応じた指導・訓練の場を提供するとともに、家庭での療育を支援します。
- 切れ目のない支援を実現するため、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを提供する事業所における療育の質の向上に努めるとともに、福祉と教育、保健・医療等との一層の連携を図り、医療的ケアを必要とする障がいのある児童の支援などに取り組みます。

3 スポーツ、文化芸術活動の推進

障がいのある人が、障がいを通じ、地域社会の主体として活動するためには、スポーツや文化、レクリエーション活動へ参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

(1) スポーツの推進

- 障がい者スポーツを推進し、障がいのある人がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めます。
- 障がい者及び難病患者の方々のそれぞれの能力に合ったニュースポーツ(注 9)の導入を進め、親しむことができるよう、関係機関との連携及び関係者の育成・支援に努めます。

(2) 文化芸術活動の推進

- 障がいのある人が、文化芸術に親しみ、生涯学習に取り組むための環境づくりを推進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めます。
- 障がい者及び難病患者の方々の文化活動への参加は、障がい者及び難病患者の社会参加という観点からも極めて意義の大きなことから、障がい者及び難病患者の文化活動への配慮した文化振興策の充実を図ります。

4 バリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、生活し、活動していくためには、ハード面のバリアフリー(注 10)とともに、障がいのある人への正しい理解や認識を深めるなど心の障壁や情報のバリアについても取り除いていく必要があります。

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

- 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例等に基づき、すべての人が自由に行動し、安全で快適な生活を営むことができる住やすい社会の実現を図るため、ノーマライゼーションの理念の定着及びバリアフリー社会の形成について積極的に取り組みます。
- 障がいのある人や高齢者を含め、すべての人が利用しやすい公共施設の整備を含めます。

(2) 道路・交通安全施設等の整備

- 障がいのある人や高齢者が安心して快適に暮らせる生活を実現するため、交通のバリアフリーについて総合的に取り組みます。
- 障がいのある人や高齢者など、すべての人々が快適に利用できるよう、「安全で安心して歩ける歩道」を整備します。

(3) 情報のバリアフリーの促進

- 障がいのある人が、必要な情報をいつでも収集できるようにするため、IT機器・ソフトウェアに関する情報提供に努めます。

5 生活支援の充実

障がい及び難病をもつ方々やその家族にとっては、地域での身近な相談窓口が大切な役割をはたします。

市では、平成29年2月に男鹿市障がい者総合支援協議会において協議を行い、「地域生活支援拠点等」を整備しました。これは、障がい者総合支援協議会事務局である福祉課が窓口となり、既存の施設や事業所がそれぞれの立場において役割を担い、障がいのある人とその家族に効果的な支援が確保されるよう連携を図るものです。

(1) 相談支援の充実

- 判断能力の不十分な人が契約など法律上の行為を行う上で、本人の判断能力を補い、権利を保護する成年後見制度の活用を支援します。
- 地域の核となる相談支援事業所の機能強化に取り組むとともに、相談支援機関との一層の連携を図ることにより、相談支援体制の充実に努めるほか、市指定相談支援事業所や市から委嘱されている身体・知的障害者相談員等の活動の周知に努めます。

(2) 在宅を中心としたサービスの充実

- 障がいのある人の日常生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービス、外出支援サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援、外出支援に関する施策を推進します。
- これらのサービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の育成と確保を推進します。

(3) 重度化・高齢化等への対策

- 重度や重複した障がいのある人の日常生活を支えるため、訪問系サービスや外出支援サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援に関する施策を推進します。
- 地域生活支援拠点等の整備に向け、障がい者関係団体と協議するなど、障がいのある人の親なき後などを見据えた取組を推進するとともに、短期入所や日中一時支援などの充実を図ることなどにより、重度や重複した障がいのある人を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援（レスパイトケア）に取り組めます。
- これらのサービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の育成と確保を推進するとともに、介護保険サービスへの移行の調整に努めます。

6 保健・医療の提供

障がいのある人が、地域社会の主体として、自立した生活をおくるためには、健康の維持又は増進と、それを図るための適切な医療サービスが必要となります。

障がい者及び難病患者が健康を保持増進し、住み慣れた地域で安心して生活できるように保健・医療・福祉サービスの一層の充実に努めていくことが必要です。

(1) 保健サービスの充実

- 乳幼児健康診査などにより、発達に遅れや障がいのある児童の早期発見に努め、適切な支援につなげます。
- 健康づくりの推進などにより、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見、介護の予防を促進するとともに、関係機関と連携し、心の健康づくりに取り組みます。

(2) 医療サービスの充実

- 障がいの早期発見に取り組み、障がいに応じた適切な医療やリハビリテーション(注 10)につなげることで、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防に取り組みます。
- 障がい及び難病の軽減、補完のため、更生医療の給付、更生相談、訪問審査、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付等の充実に図ります。
- 障がいのある人が適切な医療サービスを利用できるよう、医療費の負担軽減や適切なサービスの提供に努めます。
- 意思疎通が困難な方々には手話通訳者の派遣や日常生活用具、補装具費の支給を行います。

7 安全・安心な地域づくり

障がいのある人が、安心して暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、大規模な地震、土砂崩れ、洪水などの自然災害や火災などの発生のほか、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから、生命や財産を守ることのできる体制を整備する必要があります。

また、身近な地域住民に障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促し、平常時からの見守り活動、大規模災害や事故などの発生時における助け合い活動、ボランティア活動など、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりを強化する必要があります。

(1) 防災・防犯対策の推進

- 障がいのある人を大規模災害から守るため、避難行動要支援者名簿登録の促進や福祉避難所の確保、住まいの耐震化の促進など、防災対策の一層の推進に努めます。
- 聴覚や言語に障がいのある人が、緊急時に消防署へ通報できる「ファックス119番」の円滑な

運用についての周知を図ります。また、聴覚障がい者用火災報知器、盲人時計など、障がい種別に応じた日常生活用具給付事業の周知に努めます。

- 障がいのある人を火災や事故、急病などから守るため、消防体制などの充実を図るとともに、地域や警察と連携を図り、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから守ります。

(2) 地域・ボランティア活動の推進

- 障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すとともに、見守り活動や助け合い活動、ボランティア活動などを促し、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりの強化を図ります。
- 障がいのある人の孤立化を防止するため、安否確認に努めるとともに、地域のさまざまな活動に参画し、さまざまな人が交流できる環境づくりを推進します。

8 雇用・就労の促進

障がいのある人が、地域社会の主体として、自立した生活を送るためには、生活の糧を得られるよう働く意欲をもつとともに、生きがいを持ち、働き続けることの出来る環境づくりに取り組む必要があります。

(1) 一般就労の促進

- 就労移行支援の充実や障がいのある人の働く意欲の醸成を図り、就労機会の拡大に努めます。
- 公共職業安定所と連携し、障がい者及び難病患者の方々の職業相談の充実に努めます。
- 民間企業などにおける障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進を図り、雇用機会の拡大に努めます。

(2) 福祉的就労の充実

- 一般就労が困難な障がいのある人に福祉的就労の場を提供するため、就労継続支援(A型・B型)サービス(注3)などの充実を図るとともに、必要に応じて、就労継続支援(A型・B型)事業所の整備の促進を図ります。

(3) 就労定着への対策

- 障がいのある人の一般就労の継続を図るため、民間企業などにおける障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に努めます。
- 福祉的就労の継続や工賃の向上を図るため、障害者就労施設等で作られる製品等の販路

の確保、拡大を図るとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の物品や役務の優先調達の一層の推進に努めます。

第5 施策相互の連携・ネットワーク化と計画の実施状況の フォロー体制

1 施策相互の連携・ネットワーク化

障がい者のライフステージを通じた総合的なサービスを提供するためには、保健・医療・福祉・教育・雇用・建設等広範な分野の各施策の総合連携と関係機関のネットワーク化が必要不可欠です。

そのためには、障がい者に対する情報が最も多い福祉保健部門を中心に、関係部局や各施策の中核となる機関・施設との定期的な情報交換や協議の場を設けるとともに、個別の事案に適切に対応できるよう関係機関相互の連携・調整のため、次の事項の連携・ネットワーク化を整備します。

(1) 各施策相互間の連携に関する事項

① 保健・医療と福祉

ア 慢性疾患への疾病構造の変化の中で、障がいを持ちつつ定期的な医学的管理を必要とする人が増加する傾向にあるため、地域における保健・医療サービスと福祉サービスの連携を強化します。

イ 保健所、福祉相談センター、保健福祉センター、児童相談所等の保健、医療、福祉の関係機関のネットワーク化を進めます。

② 教育と保健・医療、福祉

ア 幼児期の障がい児の早期発見、早期治療のため、小児療育センター、保健センター、保健所、教育委員会、児童福祉施設、医療機関等の専門家との連携を密にし、適切な相談体制を整えます。

イ 特別支援学校、特別支援学級等の卒業後の進路指導について、福祉関係機関との連携を強化します。

③ 雇用と福祉

一般雇用に移行可能なケースについて、福祉課、福祉施設等の福祉部門と公共職業安定所、障害者職業センター等の雇用部門の連携を推進します。

④ 雇用と教育

特別支援学校、特別支援学級等の特殊諸学校の卒業生に対する職業指導等について、関係機関との連携を進めます。

⑤ 福祉と建設

ア 公共建築物の整備や福祉のまちづくり推進に当たっては、福祉部門と建設部門が密接な連携をとり、障がいをもつ人や高齢者にも利用しやすい環境を整備します。

イ 住宅の改修等についても、福祉部門と建設部門が連携し、住民からの相談に適切に応じられる様な体制の充実に努めます。

⑥ 福祉と交通

障がいをもつ人の社会参加促進のためには、移動手段の確保が不可欠であり、どのような方策が可能か、関係機関と十分連携を取りながら検討を進めてまいります。

(2) 関係機関及び民間団体との連携

① 障がい施策の中には、市単独で対応できないものも多くあります。そのような分野においては、国や県の地方機関等の担当部局と定期的、日常的な情報交換や協議する場を設けるなど連携体制の強化を図ります。

② 広域的観点から対応する福祉施設の整備や防災対策等については、県の指導のもと近隣市町村とも強力・連携できる体制づくりを進めます。

③ 福祉サービスの提供や福祉のまちづくりでは、民間企業、病院等の協力が不可欠であり、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体等と連携できるようなネットワークの形成を進めます。

2 計画の実施状況のフォロー体制

本計画の実施状況の点検に当たっては、障がい者団体や関係機関等の参加を求めて調査・検討を行い、次期計画の策定にあたっての基礎といたします。

また、社会情勢の変化や実施状況に鑑み、必要に応じて計画の見直しを図っていくものとします。

・用語の説明

P1 (注1)ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で暮らせる権利を享受できるようにするという考え方や方法のことを言います。

P5 (注2)就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する支援を行うサービスです。

P5・P17(注3)就労継続支援(A型・B型)

A型(雇用型)は、企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の控除のために必要な訓練などを行うサービスです。

B型(非雇用型)は、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある型に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

P7(注4)ホームヘルプサービス(居宅介護)

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービスです。

P7(注5)ショートステイ(短期入所)

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行う事ができない場合に、障がいのある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期入所してもらい、入浴、排せつ、食事の他、必要な介護を行います。

P7(注6)グループホーム(知的障がい者・精神障がい者等)

障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。

P12(注7)ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは義足や人工関節を使用している方、心臓疾患などの内部障がいや難病の方、または発達障がいの方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方に配慮を知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークのことを言います。

ヘルプカードは障がいのある方が困った時に支援を求めるためのカードで、災害や緊急時など周囲の人に手助けを求めたい時などに提示し手助けを求めることが出来ます。

P13(注8)ライフステージ

人の一生を幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けたそれぞれの段階を言います。

P13(注9)ニュースポーツ

技術やルールが比較的簡単で、だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的に新しく

考案・紹介されたスポーツで数百以上あると言われています。

P13(注 10)バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去と言う意味でも用いられます。

P15(注 11)リハビリテーション

更生指導、心身に障がいを持つ人の人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発展させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことを言います。

男鹿市障がい者計画策定委員会委員名簿

番号	所 属	氏 名	備 考
1	男鹿市身体障害者協会 会長	薄 田 正 信	
2	男鹿市身体障害者協会 理事	江 畑 恵 子	
3	男鹿市手をつなぐ育成会 会長	桧 山 洋 子	副委員長
4	あゆみ小規模作業所 理事長	小 松 信 通	
5	市民代表	眞 野 ミ 子	
6	男鹿市手をつなぐ育成会 事務局長	加 藤 恵 美 子	
7	障害者支援施設玉の池荘 施設長	菅 原 一 樹	
8	障害者支援施設若美荘 支援係長	見 上 恵	
9	男鹿市社会福祉協議会会長	太 田 春 海	委員長
10	秋田公共職業安定所 男鹿出張所長	富 樫 幹 直	
11	秋田地域振興局 福祉環境部 次長	長 岐 武 彦	
12	天王みどり学園教諭(進路指導主事)	由 利 和 也	
13	男鹿市市民福祉部健康子育て課 保健師	田 村 真 由 美	

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

男鹿市障がい者計画（第4期）

編集・発行 男鹿市市民福祉部福祉課

〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

TEL 0185-24-9117 FAX 0185-32-3955



